

令和5年2月28日

春日市長 様

常任委員会所管事務調査にかかる提言書

本市議会では、総務文教委員会、市民厚生委員会及び地域建設委員会において、所管事務調査を実施いたしました。

つきましては、各常任委員会の調査結果に基づき提言いたしますので、実現に向けて対応されるようお願いいたします。

春日市議会

議長 松 尾 徳 晴

目 次

総務文教委員会所管事務調査報告書

- 調査事件名及び調査状況等 1～6 ページ
- 提言 6～7 ページ

市民厚生委員会所管事務調査報告書

- 調査事件名及び調査状況等 8～20 ページ
- 提言 20 ページ

地域建設委員会所管事務調査報告書

- 調査事件名及び調査状況等 21～28 ページ
- 提言 24 ページ

総務文教委員会所管事務調査報告書

1 はじめに

春日市議会総務文教委員会において、閉会中の調査事件として下記の項目について調査を行った結果を以下の通り報告する。

2 調査事件

教育環境のさらなる充実について

3 調査目的

すべての子ども達の可能性を引き出すためにG I G Aスクール構想による1人1台端末、校内ネットワークの拡充が進むなか学校施設の在り方を含め未来志向で考える必要がある。本市の一人ひとり子どもたちにとって個別最適な学びと協働的な学びとの一体化のための教育環境のさらなる充実について調査研究する。

4 調査について

【第1回】

日 時：令和3年10月12日（火）

場 所：全員協議会室

議 題：教育環境のさらなる充実について

内 容：委員会において、執行部から、小中学校教育に係るシステムの平準化について、個の特性に応じた柔軟でしなやかな学びの場について、発達段階に応じた伸びやかで育成的な指導について、教員のメンターメンティ制の導入についての説明を受け、質疑を行った。

【第2回】

日 時：令和3年10月26日（火）

場 所：全員協議会室

議 題：教育環境のさらなる充実について

内 容：委員会において、執行部から、全国学力・学習状況調査の結果について、コミュニティ・スクール進捗状況評価結果についての説明を受け、質疑を行った。

【第3回】

日 時：令和3年11月1日（月）

場 所：全員協議会室

議 題：教育環境のさらなる充実について

内 容：委員会において、執行部から、学校のICT環境の現況と今後の課題について、9年間を通した学びについての説明を受け、質疑を行った。

【第4回】

日 時：令和3年12月15日（水）
場 所：第2会議室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、執行部から、教育委員会事務事業点検評価報告書についての説明を受け、質疑を行った。

【第5回】

日 時：令和4年1月27日（木）
場 所：春日市教育支援センター、全員協議会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：春日市教育支援センターの現地視察を行い、その後、委員会において同センターについての質疑を行った。

【第6回】

日 時：令和4年2月15日（火）
場 所：全員協議会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、執行部から、本市におけるICT教育の現状についての説明を受け、質疑を行った。

【第7回】

日 時：令和4年3月22日（火）
場 所：全員協議会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、所管事務調査の中間報告についての協議を行い、3月24日（木）の本会議で報告を行うことを決定した。

【第8回】

日 時：令和4年4月28日（木）
場 所：全員協議会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、委員間討議を行い、今後、学校施設の長寿命化等について調査を行うことを決定した。

【第9回】

日 時：令和4年5月24日（火）
場 所：全員協議会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、執行部から、教室不足の懸念について、公共施設としての学校施設についての説明を受け、質疑を行った。

【第10回】

日 時：令和4年6月20日（月）

場 所：第1委員会室、天神山小学校
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、執行部から、これからの特別支援教育の方向性について、学校施設の再配置計画についての説明を受け、質疑を行った。
また、天神山小学校（既存校舎及び建設中の増築棟）の現地視察を行った。

【第11回】

日 時：令和4年7月25日（月）
場 所：全員協議会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、学校施設における複合化について、また、不登校特例校分教室についての行政視察を行うに当たっての詳細な調査事項を協議し決定した。

【第12回】

日 時：令和4年8月16日（火）、17日（水）、18日（木）
場 所：福井県福井市、埼玉県吉川市、東京都調布市
視察内容：委員会において、学校施設における複合化について（福井県福井市・埼玉県吉川市）、不登校特例校分教室について（東京都調布市）の行政視察を実施した。

【第13回】

日 時：令和4年8月23日（火）
場 所：全員協議会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、所管事務調査の最終報告に向けての委員間討議を行い、今後の進め方を決定した。

【第14回】

日 時：令和4年9月27日（火）
場 所：全員協議会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、所管事務調査の最終報告に向けて、委員間討議を行った。また、天神山小学校（増築棟）の現地視察を行った。

【第15回】

日 時：令和4年10月11日（火）
場 所：第1委員会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、執行部から、ICT教育における教職員への研修について、校務支援システムの導入の状況について、教室以外のタブレットの活用についての説明を受け、質疑を行った。

【第16回】

- 日 時：令和4年10月28日（金）
場 所：第1委員会室
議 題：教育環境のさらなる充実について
内 容：委員会において、執行部から、職員室の現状について、カリキュラム・マネジメントについて、新しい時代の学校施設のあり方についての説明を受け、質疑を行った。

5 調査状況

行政視察として学校施設における複合化について、福井県福井市、埼玉県吉川市へ、また、不登校特例校分教室について東京都調布市へ行き、お話を伺うことができた。

◎福井市立順化小学校・公民館

小学校の長寿命化改修の時期に合わせ公民館の複合化を推進したのは児童数の減少により余裕教室が出ていたことがあった。防犯上ゾーニングも明確に区分され、小学校の玄関同様公民館の玄関にもインターフォン、電子錠による開閉を有しセキュリティ対策も万全にされていた。

◎吉川市立美南小学校

新興住宅地にある同小学校の地域は人口が急増しており既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、学校施設とその他の公共施設の整備を集約化し、学校施設内に高齢者通所介護、子育て支援施設及び公民館施設が入り、それぞれの用途に合わせサービスが実施されていた。今回の計画に至った背景としては10年程前に同市内にある吉川小学校と公共施設の複合化を図った実績に基づくものであった。小学校を拠点に乳幼児から高齢者まで様々な年代が利用する施設や学校開放にも使用する特別教室が中庭と共に1階に集約することで自然に交流できるスペースを確保していた。普通教室や職員室などの諸室は2階以上に配置し、管理しやすくされ、特に印象的だったのは普通教室と廊下との壁を撤去し、開放的な空間にもできるようにされていたことであった。

以上2施設の視察において感じたことは、総合的に見てコスト圧縮につながるなどの効果があること、また、複合化により、社会教育の新たな拠点としての地域活性化や、学校教育と社会教育の連携による教育環境の向上が期待できる点であった。

◎分教室型不登校特例校 調布市立第七中学校「はしうち教室」

不登校の子どもを対象に柔軟なカリキュラムを組める「不登校特例校」は本年4月時点で全国10都道府県に21校。（公立12校、私立9校）その内の一つが同教室。分教室の形態での設置は費用負担が少なく、第7中学相談学級にあった既存の施設のノウハウを生かし、教育課程については総授業時数910時間で、特例校の全国平

均 600～700 時間に比べれば多い方。特徴的だったのは、表現科を設け、各教科等で身に付けた力を各自の興味・関心のある学習内容に活用し、自分の得意とする手法で表現する能力を育てておられること、また、コミュニケーション能力を高めるため、他者との交流を深める活動（CST と呼称）を通して自尊感情や自己肯定感を高めるため称賛する機会を多く設けていたことであった。常勤・非常勤教職員のほか学生ボランティアや劇団員等による外部講師のお力添えもあり適切な教育活動を不登校生徒に施していた。

次に、教育部に対し主に 10 項目を確認した。

- (1) 新学習指導要領の着実な実施（主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等）
- (2) 個別最適な学びと協働的な学びの実現の方向性
- (3) 緩やかな少人数による指導体制の整備について
- (4) ICT の活用や、教師による対面指導とオンライン教育とのハイブリット化による指導の現状
- (5) 教育支援センターの役割や教育支援室（マイスクール）の活動
- (6) コミュニティ・スクールにおける地域社会や関係機関等との連携・協働
- (7) 緩やかな少人数による指導体制への対応を含む個別最適な学びと協働的な学びを実現する施設環境の整備
- (8) 新しい生活様式を踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備
- (9) 多様な学習活動に対応する施設環境の整備（学校施設全体を学習空間と捉えた環境整備等）
- (10) 学校施設の老朽化の現状と今後の長寿命化計画

6 課題

(1) 教室不足の懸念

普通学級児童は減少傾向にあるが 35 人学級の開始に伴い学級数は増加。最大の懸念は特別支援学級児童の増加に伴い学級数も増加することであり、このことは人口動態で予測がつかないため将来の見通しが立てづらいことである。

(2) 遠隔・オンライン教育やウィズコロナを視野に学校施設全体の実空間の価値を捉え直す。

そのために安心・安全な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現していくため、長寿命化改修等を通じ、教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を積極的に推進する必要がある。

(3) 学校施設の中長期視点からの計画的・効率的な整備推進

将来変化に柔軟に対応できる施設、複合化・集約化をはじめ、地域に開かれた学校施設として教育委員会と市長部局の横断的な検討体制の構築が必要。

(4) 遠隔・デジタル教育

デジタル教材の活用と遠隔教育の普及に対し教師が自信をもってICTを活用できる体制の整備や児童生徒が端末活用を日常化できる環境の整備が必要。

(5) 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応

教員の研修体制の支援、教員と多様な人材の連携により学校教育活動の充実と働き方改革の必要性。

7 まとめ

子どもにとって学校教育において最も重要な教育環境は教師であるとの考えに至った。教育環境の充実における制度的な問題は複数あると考えるが、一切の根本となるのは、教育の実質的な主体者であり推進者である、教師自身の人間的成長が図られるように後押ししていかなければならない。教師と子どもの触れ合い、啓発にこそ、教育の原点があると考え。また、制度的な問題がどこにあるかを、一番実感しているもの、教育現場で汗を流す教師の皆さんである。ゆえに教師の働く環境の整備や自己改革を促す研鑽が極めて重要なカギとなる。

また、教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、学校における働き方改革や困難化する教育課題への対応に対し多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組の支援が必要である。

さらに、新しい感染症や災害発生等の緊急時にあっても全ての子どもたちの学びを保障するため、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが重要と考える。

8 提言

(1) GIGAスクール運営支援センターの広域設置について

文部科学省は、令和4年度予算で児童生徒の端末を活用した学習を促す「GIGAスクール構想」推進のため、県や複数市町が連携して広域をカバーする「GIGAスクール運営支援センター」を設置する場合、国が活動費の2分の1を補助、また、令和5年度当初予算案では、学校に派遣するICT（情報通信技術）支援員の活動費の増額や、校内用Wi-Fi機器を校外へ持ち出したときの通信費も補助対象に加えることを想定している。市内各校の教員が不安なく遠隔・デジタル教育の実施ができるよう、市教育委員会は福岡県に対してセンターの広域設置を促すよう働きかけをすること。

(2) 教員の研修について

教員免許の有効期限を10年と定めた更新制が廃止され、自主的な研修により教員の質を担保する新制度が令和5年4月から導入される。新制度の下で教員の指導力を向上させるには、学校によるきめ細かいフォローアップが欠かせない。校長は各教員の研修履歴を把握し、今後どんなものを受けたいかのアドバイスや、研修を受けない教員や受けても指導力が不足する教員には、職務命令で研修を受けさせることもできるという。市内各校の教員が常に自己を磨

く研修体制となるよう教育委員会としての役割を適切に担われること。

(3) 新しい時代の教育環境の整備について

① 職員室の環境整備について

- ・職員室において、今後は、児童生徒の出欠状況や多様なカリキュラムの管理、児童生徒への情報伝達や児童生徒からのレポート等の提出、情報共有等、校務全般を実施するために必要となる機能を実装した統合型校務支援システムの導入が計画されている。従ってそれに伴い情報機器や事務機器を利用し教材の製作、管理などを行うことのできるコーナー等の空間の確保、教材の製作や打合せ等のための作業空間を確保できるようにすること。
- ・日常的な児童生徒とのコミュニケーションが促されるよう、情報管理に配慮するため、立ち入り範囲を明確にゾーニングできるようにした上で、落ち着いて相談や談話等を行うことのできる空間を設けることも有効である。リフレッシュや休憩、打合せ、情報交換、協働作業等ができ、ゆとりのある職員室としての空間の確保をすること。

② これからの教室のありかたについて

- ・各教室において、今後施設の大規模改修時には情報端末を活用した学習の円滑な実施も考慮し、利用形態にふさわしい環境を構成でき、学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応し得るよう各室・空間を高機能的に対応にすること。
- ・普通教室と多目的な空間との仕切りを可動式のものとし、活動に応じて教室を拡張して利用するなど、柔軟な発想で教室空間を計画することも有効である。そのため、各室・空間の形状等は、用途の変更、間仕切りの移動、増築等を容易に行うことのできる柔軟な計画にすること。
- ・児童生徒の生活の場としてふさわしく児童生徒にとって魅力ある場、安心して落ち着くことのできる場としての計画にすること。

③ 地域コミュニティの拠点について

- ・PTA活動の拠点、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等、学校と地域の連携・協働のための諸室については、地域コーディネーターが常駐できるよう事務・作業スペースを設けることが望ましいと考える。多様な活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑に行うことができるような場を、全校において確保すること。
- ・学校・家庭・地域が連携して子どもを共育するコミュニティ・スクールを導入している本市では、今後さらに子どもの居場所の質を向上させるためにも各自治会において利用されている全ての地区公民館にWi-Fiを設置すること。

以上

市民厚生委員会所管事務調査報告書

1 はじめに

春日市議会市民厚生委員会において、所管事務調査として下記の項目について調査を行った結果、以下のように報告する。

2 調査事項

障がい者福祉の現状と支援について（心のバリアフリー）

3 調査目的

障がい者と市民との意識改革・行動変容を促せる具体的な方法を見つけ、地域共生社会を実現する。

4 調査について

地域共生社会を実現するにあたり、障がい者の実情を確認し、当事者はじめ社会の意識改革・行動変容を促進するための具体的な手段を探ることとした。理由として、第6次春日市総合計画をはじめ、地域共生社会や障がい者への施策等が示されているが、障がい者を理解する機会の少なさを感じるに至ったためである。

委員会では、当初より様々な意見が出され、多くの課題が考えられる中、委員会内での議論では推測の域を出ないため、当事者団体や事業者(所)等へご協力いただき、意見交換やアンケートを実施した。議会報告会での意見も確認した。それを受けて課題を確認し、明確な目標を定めることができ、行政視察を実施した。

5 調査状況

●令和3年10月25日（意見交換会）

手をつなぐ育成会かすが（代表他5名、委員全員、事務局職員）

親なき後を含めた状況等について、グループホームの形態が子どもの状態に合っておらず短期入所も難しい。医療費や経済的な不安をどうするか。送迎において制度を使うにも制限がある。SOSが出せるところがあれば助かる。レスパイト事業における訪問看護師の自宅以外での活用はできないものか。成年後見制度は障がい者にとって使いづらいのではないか。それぞれの事象があり福祉サービス内でやっているがニーズに合わないことは多々あり状況を知って欲しい。といった制度的な意見や、発達障がいのため自分をうまく表現できず周囲とのギャップがあるので周囲からの働きかけが必要と考える。B-2と軽度の障がいがありコミュニケーション不足である。社会に通用するように自立させたい。療育訓練でそれなりに順応できるようになったが、小さい時から交流があれば幾らか順応しやすいだろう。療育時

にこだわりをとってあげられれば社会でかなり安心して過ごしていける。地域から声をかけていただくと安心する、すっと入れる。が、意を決することではある。また、どうやったら一緒にやっていけるのか。といったソフト面の意見があった。

共生社会について、以前に比べサービスも多様化し制度的にはできてきているが、社会生活において障がい者と健常者との接点がなくなっている。例えば、支援学校等が増えるのは良いことだが、子どもたちが育ちあう社会、その中で障がい者の実態を見る場の必要性、どうやったら一緒にやっていけるのかを考えていかなければならないのでは。とはいえ育ち合うにしても全員がそうではないのは確かで、具体的な工夫の必要性を感じる。就職するにも企業側の障がい者に対する理解不足が見受けられる。といった障がい者を知らない、理解できていない人々が多く、関係性を構築していくことに難を感じる意見があった。

個別支援計画について、自助努力が優先され負担が大きい（特に重度身体障害者では家族への援助も考慮してほしい）。福祉避難所はそもそも少なく、障がいによっては荷物が多く移動手段もどうすべきなのか。集団の中に入れない障がい者は自宅待機のケースが多い。個人情報の壁もあるだろうが情報を提供しない限り受け入れもスムーズにいかない。といった意見がありました。

まとめとして、地域支え合い活動に障がい者も明記してほしい、とっかかりが一番大事なので、当事者の声が反映できる体制をまずは構築してほしい（形だけのものは不要）。障がい者週間時に公民館単位でもいいので当事者の講演会など、もっと実のあるものにしてほしい。との意見をいただいた。

●令和3年10月30日（議会報告会）

特別支援学校や特別支援学級が整備され、障がい者との接点が少なくなったと感じる。具体的にどう接していけばよいのか分からないなど、高校生からの意見が寄せられた。

●令和3年11月12日（面談）

春日市身体障がい者協会（会長他2名、委員長及び副委員長の2名）

避難所の標識を立ててほしい。災害時はスポーツセンターまでの移動手段に難あり、ルートを含めた移送手段の検討が必要。クローバープラザを避難所として使えないのか（そちらが近くてよい人もいる）。自治会自体が障がいのことを把握しておらず温度差が大きい。ハード面は随分整ったがソフト面（障がい者への偏見をなくす等）の充実必要。健常者への理解を深めるための講習会の充実。といった意見をいただいた。

●令和3年12月15日（管内視察）

社会福祉法人はるかぜ福社会（理事長、委員全員、事務局職員）

福祉避難所について、福祉防災のつどいを松ヶ丘地区自治会との協力により毎年開催している。この度（第8回）初めて福祉避難所づくりを利用者とともに行った。実施について、利用者の反応が気掛かりだったが、積極的であった。自治会の夏祭りで手作りケーキを出店している。当方より自治会の方へ公民館を使わせていただくように出向いている。多くの方と顔を合わせる大きな機会となっている。社協の地域支え合い活動にてこの地域は2名。問題を抱えてある方は100人ほどいらっしゃるがなかなか入ってこない。もしくは入りにくい環境なのかと思う。個別避難計画書は作成できていない。自宅で被災した場合どうアプローチしてよいのか想定できないことが多く、施設として自力で作ることは難しい。一時避難所としては学校施設が解放されて使われるのであれば教室を区分けすることで個別の対応もしやすくなる。運動場が使えるのなら車中泊でよい方も収容できてなおよい。

春日市から文書配布の依頼（毎週火・金）を受けており、声掛けによるコミュニケーションが取れてよい。といったご意見をいただいた。

●令和3年12月20日（意見交換会）令和4年1月20日付補足文書

筑紫地域精神障がい者家族会 五筑会（代表他4名、委員全員、事務局職員）

まず現状問題として、親なき後が一番不安。調子の悪いときに見守る人がいないなど。安心して死ねない。会として支え合い、学び合い、働きかけることが必要。会の存続のためにも今年リーフレットを作成し各市を回ったが、温度差がかなりある。とのことであった。

災害時の避難について、春日市の防災マップは貼り出しており役に立っている。冊子のものより防災マップのようなものが頭に入りやすい。他地区での災害時に精神障がい者であることをわかってもらえず、どうしても車中での避難となっている。他市で、避難したのち市の職員が来て別の避難所を紹介されたが、一旦入って（環境に慣れて）また移動するのは大変なので移動しない判断をとったが、最初から分かっていたらそこへ行っていただろう。といった意見をいただきました。委員から熊本地震での学校の利活用についての話があり、それが一番のようだった。

また補足文書では、騒々しい一般の避難所には当事者の精神状態の悪化を考えると避難が困難だろう。できるかぎり自宅で過ごしたいができない場合は車中泊を考えている。毎日の服薬が滞るのが心配。精神科医との連携をしてほしい。福祉避難所の存在を知らなかった（精神障がい者でも使えるのか）。ヘルプカードを有効活用したい。隣近所とのつきあいを良好にして、いざという時に助け合いたいと思っている。家族が留守の時に災害が起きたら当事者一人で対応することが無理なので心配。とのご意見をいただいた。

行政について、基幹相談支援センターは市報で最近知った程度であるが、提案で

きる窓口がひとつなのはありがたい。自治体によって公共交通や医療費の助成がまちまち。との意見をいただいた。

地域共生について、地区行事など本人の意思で出たいとのことであれば隠すことなく、一人で参加するものもあれば一緒に参加するものもある。隣組長など輪番が廻ってきても遠慮できる環境でありたい。とのご意見をいただいた。

心のバリアフリー問題について、補足文書では、精神疾患者が起こした事件のマスコミ報道に心を痛めている。また、当事者自身もショックを受けている。精神疾患の人すべてが危険であるかのような報道に問題があると思う。隣近所の人に当事者のことを話すことができない。家族は常に周囲に迷惑をかけないようにしたいと思っている。精神障がいについて関心や理解を深めるために、義務教育の段階から正しい知識を教えてほしい、学生時代のいじめが発症の原因になることも多く、それを未然に防ぐことができる。1900年の「私宅監置」という精神障がい者を小屋に隔離させる法律の制定、その後精神病院での長期の隔離入院措置など日本の歴史的な背景が精神障がい者を社会から排除してきたと思う。社会の意識を変えるには長い時間が必要だと思っている。地域社会で共存できるように家族自身も意識を変えていきたいと思っている。とのご意見をいただいた。

○令和4年1月5日、市民厚生委員会協議会にて、令和3年12月20日までの意見交換会等をふまえ、令和4年1月12日、執行部に確認をとることとした。

○令和4年1月12日

市民厚生委員会（福祉支援部、委員全員、事務局職員）

支援やバリアフリーについては地域福祉計画の基本目標1にある通り。

避難計画書について、家族からの要請と行政も作成する準備があったことより、身体と呼吸器を併せ持った方5名の方を先行している。訪問看護・筑紫保健所といった身近にかかわっている方々と計画書を作成した。自治会の障がい者数の把握はできていない。民生委員の活躍が大きいところであり、その情報をもとに協力すべき際はする。各自治会の状況までは把握できていないし行政としてはできない。プライバシーの配慮もあるので手上げ方式を取らざるを得ない。安心生活創造事業として2～3ヵ月に1回位の会議において情報共有をしている。災害時は法律を優先し名簿提出可能となっている。地域支え合いカードの管理はできている。

心のバリアフリーについて、大前提として社会的弱者の支援がある中、状況に応じた連携はしている。地域福祉計画内に明記されている。7日に自治会と民生委員との研修会（200名程度参加）をおこなった。親なき後として成年後見制度があるが、地域福祉計画内にも明記している。親なき後は障がい者に限らない。障がい者に関しては地域拠点事業があり、筑紫地区としてアクションが出つつある。しばらくのうちに拠点の在り方が見えてくる。制度については周知が重要。ニーズを認

識できていない方が課題。地域協働のまちづくりの一番の視点は、行政と地域が同じ目線でやっていこうということ。行政が指示してさせるものではない。指示をするとまちづくりのあり方が壊れてしまう。広報をとおして、また、計画の理念を各自治会に周知していくこと。事業所へのアクセスは難しい一面もある。工夫とは、読みやすさ（ルビ）やわかりやすいことばを使うなど。生きがいにつながる就労（社会参加）について、雇用側の認識が必要では。行政としてできるところ（関係者会議をするなど）から手をつけていく。A型・B型就労継続支援事業所や関係機関等と。労働福祉の側面として障がい者のみならず就労弱者全体を対象としている。障がい者団体の定期的（約2ヵ月に1回）な交流（福祉団体連絡協議会）があり、その中でイベント等の情報共有等行っている。障がい者の地域活動とは、家を出て見学するだけでもまずは一歩という捉え方から。地域活動とは清掃活動や子ども会など全般を指す。行政からは示唆をする程度。福祉というより地域づくりかと。もどかしいところである。と、すべてにおいて総合計画を基とした説明がなされた。

これを踏まえ委員間討議にて、個人計画は思った以上に行政は取り組んである。筑紫医師会との連携も進んでいる。このような取り組みがいかにかに皆に伝わるか。自治会内で防災計画のことがきちんと取り扱われているのか。行事に出たい人も出たくない人もいる。障がい者を知っていただく一面としてどうしていくかではないか。無関心層が圧倒的に多いと思われる。啓発を。当事者が動きやすい環境をつくるべき。との意見がだされた。

○令和4年2月8日

市民厚生委員会（委員全員、事務局職員）

すべての基本、心のバリアフリーにしぼり、課題を振り分けた。

●令和4年5月12日（議会報告会）

所管事務調査中間報告を受けて、皆さんは障がい者のことをどこまで知っているのか、お互いを知ろうとしているのか、との意見があり、交流のためにはその前提となる接点（お互いを知り合う）の重要性を再確認した。

○令和4年5月25日

市民厚生委員会（委員全員、事務局職員）

これまでの意見交換会をうけて調整をおこなった。

いずれの意見にもでてきていた交流に勝るものはない。防災運動会も健常者がこないのは知らないということ。広聴会を開催し多くの意見交換をしていければ。地区で取り組む際は、地域を運営する自治会（自治会長）の認識が薄いと難しい。交

流に勝るものはない、がメインテーマでは。所管跨ぎも考えに入れてよいだろう。福祉支援部を通した発信があればよいのでは。ハンドブックとの案もあるがあくまでツールであり、交流こそ大切。まず自分たちが知ること、次に地域や事業者がどう考えているのか、では知るためには何をどうしたらよいのか、これを解決し方向性を見ていく。障がいの状況によって内容は変わるだろう。利害関係者（現場）の意見をしっかり聞かないと進めようがない。広聴会は考えを聞きお互いが理解できるのでいいことと思う。防災対策は（時間的に）難しくなってきたように思う。それはそれで構わないだろう、個別支援計画は試行的に着手してきているので、色々見えてきたときに改めてでもいいのでは。との意見がだされた。

福祉支援課へ自治会の状況を6月定例会で聴取することと、広聴会を7月に事業所、自治会（一般市民として）、当事者で行う予定とした。テーマ「お互いを知らう、交流に勝るものはない」

○令和4年6月10日 市民厚生委員会（委員全員、事務局職員）

（時間が迫っており）軌道修正が必要。地域共生社会を目指すなかでの心のバリアフリーではいかがか、との発言があった。

○令和4年6月13日 市民厚生委員会（委員全員、事務局職員）

着地点がぼやけていないか。プラットホームを考えてはどうか。障がい者側から積極的に表へ出てくる姿勢が必要（それぞれの意思是尊重）では。誰もが役割を持つ地域社会へ向けて。表に出す機会の創出。何が劣っているといったことではない。守りの支援から攻め（表へ向けて）の支援。質問書を委員長が作成し執行部へ提出。20日に執行部からの意見、広聴会の日程等の確定をさせる予定となった。

○令和4年6月16日 市民厚生委員会（委員全員、事務局職員2名）

これまでの運営方法等総ざらいし、20日は協議会形式でおこなうこととなった。

○令和4年6月20日 市民厚生委員会協議会（執行部、委員全員、事務局職員）

委員長が提出した質問書を元に、執行部との意見交換をおこなった。

○令和4年6月21日 市民厚生委員会協議会（委員全員、事務局職員）

20日の意見交換をもとに協議をおこなった。

●令和4年7月4日

市民厚生委員会（委員全員、事務局職員）

3日に実施された障がい者トークに任意参加（委員全員参加）した内容について意見がかわされた。市長自ら課題があるといった点、表に出てきたくない人につい

てプライバシーの問題だといった回答もあったがそれではすべてが進まない。当事者の話からも障がいは恥ずかしいことでもないし一歩踏み出していこうといった、行政が取り組みにくいところへの手出しが大事なのではないか。との意見があがった。

また、意見を伺うにあたり、自治会に関しては社会福祉協議会の話によっては不要になる可能性がでました。事業者（所）については広聴会をするべきとの意見となっている。

●令和4年7月4日（意見交換会）

春日市社会福祉協議会（会長他3名、委員全員、事務局職員）

地域支え合い活動（令和4年4月1日から「ご近所のつながり活動」に名称変更）については高齢者をきっかけとしてすすめてきた背景がある。支えなければならぬといった発想ではなく、気に掛け合うつながりをもってもらいたい。現在は障がい者の親同士が声を掛け合って登録がすすんでいる。その中、自治会は特に防災関係についてどう対応していいのかわかっている様子である。自治会からはケース対応の相談はほぼない。接点が少ないのではと思われる。

お互いを知らないと、支援やつながりはできない。自治会役員だけが頑張るのではなく、住民の方々の触れ合いを呼び起こす活動、地域交流事業をしている。当たり前の生活をしていくことを地域で取り組むのが基本。

障がい者の情報は自治会には上がってこない。民生委員の個別の判断や自らが登録したパターンしかない。また、民生委員にはすべてではないが名簿が渡されているが、ナイーブなところが多く、訪問活動はしないように市からの通達がある。いざ、の時用名簿としている。なお、自治会には緊急時のみ開封してよいこととなっている。

地域共生社会とはいわれているが、特段新たなことではなく、気づきや思いやり、これをひろげていくべきであろう。といった意見がだされた。

この後委員から、自治会での掘り下げ（ヒアリング）は難しいだろう。ウェルカムな場と機会づくりが大切。本音の部分として市職員の専門性が大事であることと、横のつながりが必要だ。日頃のつながりが重要だが自治会は情報も知識も持ち合わせていないようだ。重層的支援もまだまだだ、といった意見がだされた。

事業者（所）へは基本アンケートを作成し、複数班で意見聴取に伺うこととした。のちにコロナウィルスの状況や時間等を鑑み、いくつかの事業者（所）を出し合い、そちらへ文書での回答を求めることとした。

●令和4年7月末より8月上旬にかけて（アンケート調査）

5事業者（所）へ依頼、4事業者（所）より回答

以下のアンケートを依頼した。

1. 事業者と地域とのつながり（交流）の現状についてお尋ねします
地域とのつながり（交流）は良好と感じますか、難しさを感じますか
その要因をお聞かせください
 2. 事業者（利用者・入居者含む）が地域の中でできることは、どのようなこと
とお考えですか？
 3. 事業者（利用者・入居者含む）として地域に求めたいもの（協力要請を含む）
は何ですか
 4. 地域共生社会の実現に向けて障がい者と地域とのつながり（交流）を活性化す
るにあたり、行政に求める支援についてご意見をお聞かせください
 5. 御社が考える「つながり（交流）」とは
 6. 心のバリアフリーガイドブック作成の必要性を感じられますか？
感じられる場合は、その必要性や具体策（内容的なもの）を、感じない場合
はその理由をお聞かせください
- 参考1. 災害時の対応について、自らの事業所のみで完結されますか、自治会へ
の協力を仰ぐ（地域の団体（自治会など）と災害時における応援協定書
を締結している）等していますか
- 参考2. 障がいのある方を雇用するにあたっての課題をお聞かせください
- 参考3. 就労全般について行政に求めることがあればお聞かせください

回答として

1. 地域の防犯パトロールに参加している
地域の方とは挨拶程度。なかなか交流する機会がない
市の物品販売に参加させていただき、その際には地域の方からお声掛けいた
だく
ボランティアの一部の方とは長くつながっている
良好。地域の皆様に支えられ事業をさせていただいている
2. 安心して暮らせる地域を作るため関わりを持つ
関係性を良好にするため社会参加を促す
地域に根差した関係づくりや、障がいへの関心・理解を持っていただけると
うに努める
散策の際に挨拶をしたり、美化活動としてゴミを拾っている
何か一緒にできることはないか模索している
3. 災害時の協力、救助、緊急性があり協力を要請した場合の対応
障がい者・児へのあたたかい目
施設（の見学）に気軽に来てほしい
知ってもらおう活動として機関誌を近隣の自治会へ回覧の依頼をした

4. 就労継続支援事業所が地域に根差すことができるような場の提供をお願いしたい
- (例として、就労支援事業所が集まったのマルシェやバザーなど)
- (那珂川市で行われた民間団体主催のマルシェに出店した際多くのお客様がきてくださり、事業所や作品のアピールができた)
- (春日市でも行えれば市は障がい福祉に力を入れていることが幅広く知られるのでは)
- 災害時の避難訓練に地域の方も参加していただきたい
- 理解促進・啓発活動、交流イベント
5. 障がいの有無にかかわらず、互いの違いを尊重し合い、地域の中で安心して過ごすことができること
- 声掛けなど、利用者の皆さんと気軽に話せる(触れ合える)環境が繋がっていると感じる。
- つながっているという実感・安心感が大切
- 困ったときや悩んだときに助けを求められることができる、手を差し伸べてくれる存在が身近にいる(ある)ことの重要性
6. 健常者の方々が障がいを理解するためにはとてもよい資料になると思われるガイドブックの存在を知り、手に取っていただくことがまずは必要と感じるガイドブックがなくてもいい社会ができればと思うが、福祉の啓発や理解促進の活用には必要と考える
- 時代は共生社会を志向しながらも、分断と差別が世界を覆いつくそうとしている
- 参考1. 有事の際は地域の方々にも応援を頼むことができるような関係づくりに努める必要と感じる
- 自らの事業所のみでの完結は難しい
- 参考2. 割愛(全般的なことを伺いたかったのですが自身の問題をあげてあったので)
- 参考3. 就労継続支援事業所が地域に根差すことができるような場の提供をお願いしたい
- 行政機関の中で、特に知的障がい者ができる仕事があれば紹介してほしい
- といった回答をいただいた。

ここまでの調査を受けて、10月の行政視察先を調整し、以下の2自治体を調査した。

理由は、春日市は各計画で取り組みがうたってあるが漠然としたもので体系的なものがない。議論を重ねる中でたどり着いたのが心のバリアフリーであった。各方面から情報を得た際に、交流が必要とのキーワードがでてきた。そこで具体的な取

り組みを行っている自治体を挙げた。埼玉県富士見市は障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をみんなで作っていかこうとする運動を展開していること、群馬県渋川市は共生社会ホストタウンとしての役割を果たし心のバリアフリーを促進しているなか障がい者自身がファシリテーターとなって気づきを与える障害平等研修（DET研修）を実施していることである。

障がい別ガイドブックについての視察も希望していたが、実現できなかった。しかし、以下視察先にて十分な内容を確認するにいたった。

●令和4年10月11日（行政視察）

埼玉県富士見市「あいサポート事業について」
（富士見市担当職員3名、委員全員、事務局職員）

以下の質問を提示し、説明を受けた。

1. 「あいサポート運動」を展開するに至った経緯について
2. 「あいサポート運動」の概要について
3. 「あいサポート運動」を展開するにあたっての課題と対応について
4. 「あいサポーター研修会」について
5. あいサポート企業・団体認定の取り組みについて
6. 「あいサポート運動」の効果について
7. 「あいサポート運動」の今後について
8. 事業規模について

回答は以下のとおりであった。

1. 平成25年に手話言語条例のシンポジウムがあった際、鳥取県の担当者がおり紹介を受けた。富士見市長と三芳町長が感銘を受け、手話とあいサポートの展開を決めた。平成26年12月に鳥取県と提携。
2. 富士見市・三芳町・社会福祉協議会でスタートさせた。三者で研修を受け、共同で行っている。社協には業務委託（毎年4月に委託契約）の形をとっている。サポーター普及啓発などさまざまな動きをしている。2市町で11,098人（富士見市8,386人）がサポーター登録。事業費は3,294,213円を2市町で半分ずつとしている。
3. あいサポートメッセンジャーの課題として、高齢化や、話すことが苦手といった理由でなかなか増えない。現在司会者は13人、当事者は28人（視覚・発達・適応・精神・ポリオ・アルコールなど）。障がい福祉課と関わりのある方とやり取りをし社協につないでいる。
4. 定例を月1回。学校や企業での依頼研修もある。子ども用のテキストもある。福祉教育は子どもの頃から取り組んでほしい。
5. 企業側は難しいと捉えてある様子。チラシなどで啓発している。しかしチラシでは反応がない。直接出向いて各店舗や事業所にアピールしている。ホーム

ページやツイッターなどでも広報。YouTube 研修（好きな時に好きなところで）も行っており好評。現在認定団体は29団体。認定証をお渡ししている。レジ付近に小さなのぼりを置いていただくなど。

6. 聴覚障がいの方からは町中で手話で挨拶していただき嬉しいといったこえや、小学生からは信号が青だよ赤だよとってくれるなど。中学校や高等学校であいサポート研修が取り入れ、広まりをみせている
7. 障がい者が暮らしやすいまちは障がい者がいない方も暮らしやすいまち。市民全員がサポーターになるようすすめている。啓発は積極的に取り組んでいきたい
8. 障がい福祉課で2名、社協は専任が1名。手が足りないときは市職員が手伝いにいくことも多々ある

との回答をいただいた。

また、委員からの質疑等について、以下のような回答があった。

あいサポート運動に取り掛かるときの留意点は、事業所や商工会にチラシを持参し名前の周知から。メッセージづくりくに力を入れて、どの職員も研修を受け、その後当事者の掘り起こしを行った。研修は鳥取県の方に来ていただいた。

障がいの特性を知るのは大事。例えば知的精神の方はどのように伝えているかという、当事者が自ら話しており、こういったサポートがあると助かるといった話など、直接の質問や交流を行っている。

研修会は自発的に参加されており、毎回ほぼ満席の状況。社協がインスタグラムをしており、そこからの情報が大きい。

企業等の研修について、申請をしていただき研修内容（対面なのかYouTubeなのか）を決める。スタッフの半分以上が研修を受けたら認定企業となる

研修会の司会について、当初は鳥取県の担当者であった。現在はメッセージ研修を年2回行い、民生委員や当事者など含め、みなで作り上げている。主体は当事者・一般市民である。

実施主体は行政。社協は業務委託。三芳町と同じ契約を結んでいる。行政が社協に対するアドバイスの関りはかなり深く行っている。一緒にやらないと深まらない。定例会や研修は社協にお任せ。周知・企画については行政主体と一緒に打ち合わせをしている。なお委託内容は8項目あり、それを入れ込んだ契約となっている。

サポーターが減少しない取り組みとして4月に昨年度の振り返りと今後の予定・課題についての会議をしている。メッセージが少ない、と毎年でてくるので、当事者の声掛けはもとより、就労支援センターや事業所などへも声掛けをしている。メッセージさんにはクオカード500円を毎回渡している

周知活動には力を入れており、公民館や交流センターや社協のインスタなどあらゆる媒体を使っている。しかし市民アンケートで知っていると答えた方が2割と、まだまだである。ただ関心がないだけなのかもしれないが。

●令和4年10月12日（行政視察）

群馬県渋川市「障害平等研修（DET研修）」について
（渋川市担当職員2名、委員全員、事務局職員）

以下の項目を提示し、回答をいただいた。

1. 「DET研修」を展開するに至った経緯について
2. 行政側とNPO法人や民間企業との連携はどのようになされているのか
3. 「DET研修」の効果について
市民や障がい者団体の反応はいかがだったか
研修に参加された方のご意見はいかがだったか
市として取り組みきっかけとなったものなどはあるか
4. 「DET研修」の今後について、課題等があればおしえていただきたい
5. 事業規模はどのようになっているのか

以下、質疑による回答である。

市では、インターネットでの誹謗中傷防止条例を今年度制定した。正しく使ってほしい、リテラシー教育。弁護士による無料相談を月に1回。投稿削除、開示請求の弁護士費用の一部補助を行う。といった取り組みの紹介があった。

中学生向けは参加希望を各学校に確認をする。参加への協力をいただいております。教育長が声掛けをしてくれている。市民共同宣言団体などには依頼を行っている。

当事者がファシリテーターであり、DET群馬（車いすのみ）という障害者団体に委託している。

修了証といったものはないが参加アンケートをとっている。昨年度は中学校2回、小学校1回、市民向け5回、計351人が参加した。令和2年度からの事業であり、年々じわじわと増えている。

研修は、まず障害とは何かをイラストなど交えて考えてもらう。映像にて、健全者が、障害者が当たり前の世界（現実とは逆の目線の世界）に入っていく、様々な気づきを得られる内容となっている。その後グループワークで話し合い、改めて障害とは何か、を問う。研修後の参加者からは、障害の捉え方の変容が見受けられる

市各課への周知は電子掲示板で実績報告をあげている

DET研修のみを委託している。12回の予算として130万円。2～3時間のワークショップ。

機能的障害を知るのも大事だが、話をしたり支え合うことといった、見抜く力を養うことが大切であり、行政もだが市民がそういった視点になって欲しいということである。研修を行うと障害の見方が確かに変わってくる。例えば、障害とはその足ではなく階段だというように。世の中に浸透させていくことができると感じる。

研修会は自発的に参加される方が多い。研修を受けた方へファイルとバッヂを差し上げている。郵便局職員はバッヂをつけたりバイクにステッカーを貼ったりしてくれている。コミュニティバスへも貼っている。

共生社会そのものは市単費。ふるさと納税を活用している。

そもそものきっかけは、ホストタウンになるという思いからはじまり、パラリンピックもあり、何ができるのか模索してきたところからである。どのようなものがあるのか全庁的に色々取り組んできた。

行政だけではできないので市民の皆さんとの一体感の醸成が課題ととらえている。

6 まとめ

障がい者や関係者自身を取り巻く環境にはまだ多くの課題が残っている。その中、地域共生社会を実現、というより社会の中で人としてあるべき姿を目指すための一例として、障がい者の問題から切り込むこととなった。親なきあとや災害時のことなど様々な課題がある中、まずは「障がいの有る無しに関わらず、これまで以上に接点をもってお互いが知り合い理解することが重要であり、そこから障がいへの意識変容をおこすこと」がすべての基本となるものと考えている。

7 提言

春日市民は、人として幸せに暮らしていくことができる地域共生社会の一員であることを認識し、行動していくことが求められている。

春日市は、人が財産である。春日市に住むすべての人が、「知らないこと」による差別や偏見を生まない、誰もが住みやすい地域共生社会の醸成を目指すべく、以下の具体的な施策を講じる必要がある。

1. 障がい者を通じての地域共生社会の醸成に向けた具体的な施策として、「あいサポート運動」や「障害平等研修（DE T研修）」など、当事者とともに『知り合う』事業を展開すること。
2. 障がい者との接点といった視点から、例として、就労支援事業所が集まっているマルシェなど、地域に根差すことができるような場の提供、機会の拡充を図ること。

さらに春日市は、『知りあう』事業を通して、市民の参画を増やしていけるこれらの取り組みに対するサポートを働きかけるべきである。

以上

地域建設委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

令和3年7月に開始した地域建設委員会における所管事務調査に関し、調査結果について、以下報告する。

【所管事務調査テーマ】

『人と地域がつながり、良好な住環境の中で安心して暮らせるまちづくりについて』

【テーマに基づく調査事件】

①自治会活動支援事業 ②コミュニティバス事業 ③西鉄春日原駅周辺整備事業

【調査の目的】

春日市は福岡市に隣接し高い交通利便性を背景に住みよい住宅都市として今なお発展を続けており、14.15km²の狭い市域に人口が集積した九州一の人口密度を誇る人と人との距離が大変近いまちとなった。今後、この地域特性を更に伸ばし、市民のきずなを大切にしながら良好な住環境を維持し発展させることがこれからの市政運営において肝要であると判断する。以上を踏まえ、掲げたテーマの研究議論を重ね、春日市に対し市制50周年を迎えた昨年、次の50年に向けたまちづくりの在り方を提言することが、我々地域建設委員会の役割であると思慮する。

①自治会活動支援事業

春日市の35自治会は協働のまちづくりの重要なパートナーとして位置づけられ、少子超高齢社会の更なる進展に向け多くの役割を果たしていくことが大きく期待されている。春日市にとって自治会が重要な存在であるからこそ、過度の負担をかけず、互いを補い合う対等のパートナーとして、行政が取り組むべき更なる自治会へのサポート、支援事業が不可欠である。

②コミュニティバス事業

導入以来、路線の増設やダイヤ改正等、様々な利便性向上の努力により、コミュニティバスやよいは市民にとって、なくてはならない交通インフラに成長した。この市民共有の財産を更に発展させていくことは安心安全なまちづくりの観点から重要であると判断し、ふれあい文化センターを起点とした公共施設を結ぶというコンセプトが時代に合っているのか、交通移動弱者の視点を大切にするためにはどのような工夫が必要かを議論する。

③西鉄春日原駅周辺整備事業

令和4年8月の高架切替え後に本格化し、周辺整備事業の完了は令和9年と、かなり先の長期にわたる事業ではあるが、春日市の顔としての役割を担う、50年、100年後を決める大変重要な事業となる。その意味でそれにふさわしいあるべき整備への議論は、本格的な事業が開始される前に整理すべきである。

【調査の状況】

①自治会活動支援事業

自治会を取り巻く現状をSWOT分析の手法を用い、自治会の・強み・弱み・機会・脅威、について委員間討議にて洗い出し、その後、・強みをどう生かすか・弱みをどのようにカバーしていくか・機会をどう生かすか・脅威をどのように克服していくか、といった、抽出された現状分析に基づくそれぞれの対応方法について議論。所管課の地域づくり課から平成21年から現在に至る自治会制度に対する総括と、現状をどのように分析しているかを聞き取り、併せて具体的な支援について説明を受け意見交換を実施。また他自治体の先進地の行政視察を実施し、三重県名張市において「ゆめづくり地域予算制度」の概要を学び、自治会活動の活性化策について情報交換、論点整理を行った。

②コミュニティバス事業

コミュニティバスの強みと弱みを委員間討議により抽出し、整理。現行のコンセプトを維持することを基本とし、市民ニーズが依然として高い乗換え無しで拠点に直行できる直通路線の増設を検討。具体的な手法としては自動運転バスやオンデマンドバスを想定し、現行の循環型のロータリー路線に縦串横串を刺すような直行便を入れ込んでいくハイブリッド型のアイデアを委員間で共有した。先進地への行政視察においては愛知県稲沢市を訪問し、タクシーを活用する手法の知見を得る。併せてデマンド型交通の可能性について事業者を参考人として委員会協議会に招き、システムの仕組みや他自治体での具体的な導入事例、春日市での事業展開の可能性について情報を収集した。

③西鉄春日原駅周辺整備事業

西鉄春日原駅周辺整備事業について最新の情報を道路管理課の担当から説明を受け委員間で現状の進捗を共有。その後、駅周辺機能のソフトとハード両面から委員間討議により課題を抽出した。また地元自治会、商店会等で構成されている「西鉄春日原駅周辺まちづくり会議」の方々との意見交換を実施し各団体の実情を把握するとともに、整備事業が与える地域振興、商業振興への好影響を最大化するために必要なことを体系的に整理し考察した。行政視察は愛知県江南市を訪問し、布袋駅付近鉄道高架事業の進捗について説明を受ける。

【抽出された課題】

①自治会活動支援事業

- 1) 自治会活動は長年培ってきた地縁と活動を実行する有能で多様な人材によって支えられているが、役員の高齢化と担い手不足、自治会加入率の低下が共通の課題となっている。
- 2) 春日市は人口動態において転入転出といった社会増減が激しく、住民相互のつながりの希薄化が進んでいる。
- 3) 社会情勢や自然環境の変化により直面する地域課題は多様化し複雑化しているが故に、自治会が担う業務量は膨大となっている。

②コミュニティバス事業

- 1) 地域と公共施設をロータリー方式で結ぶことがコンセプトであるため、目的地によっては乗換えが発生し移動に時間を要する。
- 2) バス停が遠くて利用しづらい地域がある。

③西鉄春日原駅周辺整備事業

- 1) 駅舎や周辺の道路整備は進むが、完成するハードをどのように活用していくか、また各ステークホルダーの意欲をいかに引き出していくか。
- 2) 商店主の高齢化。空き店舗の増加。
- 3) 地価の高騰に伴う賃料の上昇に対し対応できる業種が限定的になっている。

【課題解決に向けて】

①自治会活動支援事業

全ての自治会が人材を共同調達できるよう、現在、多くある市民向けの講座等については人材養成に特化した育成機関（ex. まちづくり市民大学）を設置し一元化する。また修了者を人材バンク（ex. まちづくりマイスター認証制度）に履修科目ごとに専門性（まちづくり・防災・障がい者福祉、等）を持たせ登録し、地域のニーズに即応できる体制を整える。

②コミュニティバス事業

市民の更なる利便性向上に向けて、乗換え無しで商業施設や病院、駅といった市民ニーズの高い拠点に直行できる直通路線の増設は必要である。デマンド交通を導入し循環型ロータリー路線に縦串横串を刺す直行便を織り交ぜるハイブリッド型の交通体系や最寄りのバス停への接続便を検討する。また既存の西鉄バス営業路線の延長若しくは増便を事業者に働きかけるに当たり、運行費用を補助する「共同運行」という手法は有効である。あわせて、利用促進を図るため毎年9月20日の「バスの日」に合わせイベントを開催する。

③西鉄春日原駅周辺整備事業

まずは駅下部を除く高架下の活用に対し春日市は方向性を示し、また新たに創出される広い歩道や交通量の減る車道をイベント空間として利用できるよう方針や法整備を進め各商店会に提示する必要がある。現状、商店主の自助で商店会を活性化させることは限界があり、適切なアドバイスができるコーディネーターの配置を検討し、課題解決につながる民間事業者を積極的に紹介する等（ex. さかさま不動産 <http://sakasama-fudosan.com/>）適切で役に立つ情報提供を実施する。

【まとめ】

市の施策を実施するに当たり行政が主導し多額の予算を執行するという時代ではもはやない。るる課題解決に向け列挙したアイデアはいずれも高額ではないとはいえ一定の予算が必要とされるものの、当事者との対話を通して知恵を出し合い、既存のインフラを再構築する「工夫」で対応できる部分が多くあることを指摘する。

【提言】

今回実施した所管事務調査は『人と地域がつながり、良好な住環境の中で安心して暮らせるまちづくり』をテーマに、市民に負託された当委員会の使命と役割を自覚し、市民生活に資する政策提言を目指し調査研究、議論を重ねてきた。このテーマは第6次春日市総合計画が目指す将来都市像「住み良さ実感都市かすが～つながる はぐくむ 支え合う～」を実現していく上での基本理念「みんなが活躍する協働のまちづくり」「誰もが住み続けたいと思えるまちづくり」を反映したものである。3つの具体的な調査項目のみでテーマの達成がなされるものではないが、課題解決に向けた方策で指摘した事項は「行政の関わり方」をあぶり出すものとなった。春日市はコミュニティ・スクールの推進に代表されるように市民参加による協働のまちづくりの先進地ではあるが、市民が成熟しているが故、行政が行うべきまちづくりに係る総合的な支援体制の充実や円滑なまちづくりを推進していくための組織の設立が後回しとなっている。今回の所管事務調査の結びとして、春日市は更に市民の活力を引き出すための様々な「仕組みづくり」を強く推進すべきである。

以上を踏まえ、以下提言する。

- 一、まちづくりの担い手を増やすことを目的とした総合的な人材育成機関を設立すること。
- 一、デジタル田園都市国家構想の交付金を活用し、既存のコミュニティバス網にデマンド型交通を織り交ぜ、更なる利便性向上を図ること。
- 一、西鉄春日原駅周辺整備事業と並行して、既存の商店会の振興に十分な配慮をすること。

【会議記録】

[第1回]

令和3年7月20日 地域建設委員会協議会

≪協議内容≫

- ・所管事務調査改革の目的を共有・テーマ設定におけるポイントの確認

[第2回]

令和3年8月17日 地域建設委員会協議会

≪協議内容≫

- ・所管事務調査テーマの決定・テーマに係る具体的な調査項目の選定

[第3回]

令和3年9月22日 地域建設委員会

≪協議内容≫

- ・自治会活動支援事業（自治会 SWOT 分析）

[第4回]

令和3年10月20日 地域建設委員会

≪協議内容≫

- ・自治会活動支援事業（自治会 SWOT 分析に基づく考察）

[第5回]

令和3年11月18日 地域建設委員会

≪協議内容≫

- ・コミュニティバス事業の分析

[第6回]

令和3年12月15日 地域建設委員会

≪協議内容≫

- ・西鉄春日原駅周辺整備事業について（道路管理課から進捗報告を受ける）

[第7回]

令和4年1月21日 地域建設委員会

≪協議内容≫

- ・西鉄春日原駅周辺整備事業について（報告に基づく委員間討議実施）

[第8回]

令和4年2月15日 地域建設委員会

〈協議内容〉

- ・所管事務調査中間報告に向けた委員間の意見交換

[第9回]

令和4年3月22日 地域建設委員会

〈協議内容〉

- ・所管事務調査中間報告(案)に関し委員間討議

[第10回]

令和4年4月20日 地域建設委員会

〈協議内容〉

- ・所管事務調査に資する行政視察先の選定・今後のスケジュールについて

[第11回]

令和4年5月19日 地域建設委員会

〈協議内容〉

- ・地域づくり課から自治会について聞き取り（久保山地域生活部長、三丸課長）

[第12回]

令和4年6月20日 地域建設委員会

〈協議内容〉

- ・行政視察先へ提出する質問事項の調整・今後のスケジュールについて

[第13回]

令和4年7月13日 地域建設委員会

〈協議内容〉

- ・行政視察について・自治会連合会への聞き取りについて
- ・西鉄春日原駅周辺まちづくり会議の傍聴、意見交換会について

[第14回]

令和4年7月19日 地域建設委員会

〈行政視察〉

愛知県稲沢市 ・コミュニティバス事業

[第15回]

令和4年7月20日 地域建設委員会

〈行政視察〉

愛知県江南市 ・布袋駅付近鉄道高架化事業

[第16回]

令和4年7月21日 地域建設委員会

《行政視察》

三重県名張市 ・ゆめづくり地域予算制度

[第17回]

令和4年7月31日 地域建設委員会協議会

《内容》

- ・西鉄春日原駅周辺まちづくり会議の傍聴、構成団体との意見交換を実施

[第18回]

令和4年8月17日 地域建設委員会

《協議内容》

- ・行政視察の振り返り
- 《管内視察》
- ・高架化直前の西鉄春日原駅構内の視察

[第19回]

令和4年9月26日 地域建設委員会

《協議内容》

- ・今までの所管事務調査全体の振り返り・最終報告に向けたスケジュール調整

[第20回]

令和4年10月12日 地域建設委員会

《協議内容》

- ・最終報告(案)について
同日 地域建設委員会協議会

《内容》

- ・オンデマンド交通について（事業者からの情報提供及び質疑応答）

[第21回]

令和4年11月14日 地域建設委員会

《協議内容》

- ・最終報告(案)について

[第22回]

令和4年12月7日 地域建設委員会

《協議内容》

- ・所管事務調査最終報告書を確定

※令和4年12月16日 全員協議会

《協議内容》

- ・最終報告書に全議員で協議

[第23回]

令和5年1月16日 地域建設委員会

《協議内容》

- ・全員協議会での指摘事項を受け、修正を協議 再提出最終報告書を確定

以上